

VII 海外におけるオートプシー・イメージング(Ai)の最新事情

1. イギリス保健省が発表した
死後画像診断サービスに関する報告書
その5塩谷 清司
小林 智哉
飯野 守男

聖隷富士病院放射線科

筑波メディカルセンター病院放射線技術科

鳥取大学医学部法医学分野

2012年10月26日、イギリスの「死後・法医学・災害時の画像診断を国民保健サービスに導入する保健省サブグループ」は、「CT、MRIを利用した死後画像診断は、侵襲的な解剖の補助または代替として、国民保健サービス内で実行可能か?」という題名の報告書を発表した¹⁾。そして、われわれは、本誌2013～2016年のそれぞれ1月号で同報告書の概要を報告した^{2)～5)}。本稿では、報告書の第3節第3小節「人員の必要条件」を紹介する。

人員の必要条件

報告書の以下の節で、執筆者グループは、死後画像診断^{*1}に必要とされるであろう人員と、そこから事業遂行可能であろう拠点に関する次の問いに取り組もうと努めた。

検討された問いは以下の通りである(表1)。

1. 人員問題

「専門用語と専門職」の節で検討したように、イギリス^{*3}では現在、いくつかの確立した異なる法医学解剖事業が行われている。すでに検討したが、それらは以下のように要約できる。

- i. スコットランドと北アイルランドでは、事業のほとんど全体が常勤法医学解剖医によって提供されており、限ら

れた数の施設内で働いている。

- ii. 南ウェールズでは、最近まで、内務省法医学病理共同診療事業の管理下の1機関による単一事業を行っていた。
- iii. イングランド内の事例は、事例によって異なるが、国民保健サービス所属の病理医または7つの内務省法医学病理共同診療事業のうちのいずれかの医師(大多数は開業医)によって検査される。

国際的な法医学解剖事業展開を考慮すると、上記iとiiは海外の同業者に最も近い制度である。

診療放射線技師と解剖技官^{*4}は、すでに国民保健サービス内に存在しており、それぞれの役割内で訓練、教育されている。

現在、イギリスの放射線科医は、この診断事業の経験がほとんどない。

このように、死後画像診断事業の導入は、多くの人員問題をもたらし、それは次に、その人員がイギリスのどこで働くかにより左右される。すなわち以下の

ような問題である。

- i. 診療放射線技師と解剖技官に対して想定される唯一の問題は、この事業に関する新しい役割に関連する研修である。これは大きな障害とは考えられない。両者の団体が専門職域を拡大する機会として受け入れる可能性がある。
- ii. 診断レポート作成を担う放射線科医は初期には不足するだろう。これは、人員配置計画と研修で対応できる。
- iii. 事業導入に対する最大の障害は、イングランドの法医学病理医にあるだろう。イングランドは専任の解剖医がほとんどいないような二重の解剖事業を保持しているが、全国的な死後画像診断事業実施でも依然、問題となる可能性がある。

執筆者グループは、死後画像診断事業をイングランドの国民保健サービス内で確立するために、以下のように人員の必要条件の検討事項を概説する。

表1 死後画像診断導入における人員問題提起

- 全国的な死後画像診断導入に当たり、人員に関してどのような問題が存在するのか?
- 死後画像診断を基礎とする事業を国民保健サービス^{*2}で実現するために必要な人員の必要条件は何か?
- 人員に対する作業負荷はどのようになるだろうか?
- 人員はどのようにして事業を遂行できるだろうか?
- どのくらいの期間が全国事業展開に必要なだろうか?

*1 原文は“cross-sectional autopsy imaging”で、断層オートプシー・イメージングという言葉は単に死後画像診断と訳した。

*2 原文は“NHS (National Health Service)”で、1948年からイギリスで実施されている医療費原則無料の国営医療保険制度である^{6), 7)}。

*3 原文は“England”となっているが、文脈からは、イギリス(=イングランド+ウェールズ+スコットランド+北アイルランド)を指している。

*4 原文は“Radiographers and APTs (Anatomical Pathology Technologists)”で、診療放射線技師と解剖技官と訳した。